

知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

*免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除
(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和7年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	17,510円	13,130円	8,750円	4,380円
保険料	0円	4,380円※	8,760円※	13,130円※

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得*が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：令和6年7月～令和7年6月の保険料は令和5年中の所得で審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、与那原町役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください（郵送も可能です）。

*納付猶予…50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。



●マイナポータルを利用した電子申請

- ①マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。
- ②マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「国民年金保険料の免除」から希望する手続きを選択してください。
- ③案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続きおよび申請方法は
こちらから

マイナポータル

検索

<https://myrna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構
ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和6年7月に申請する場合は、令和4年6月までさかのぼって申請できます。詳しくは、与那原町役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。

お問い合わせ 浦添年金事務所 ☎ 877-0343

福祉課 からのお知らせ

住民税
非課税世帯の
皆さまへ

令和6年度

住民税非課税世帯への給付金

申請期限は**7月31日(木)まで**！期限を過ぎると給付金を受給できません！

政府の経済総合対策として、
住民税非課税世帯を支援する給付金です。

支給額

3万円

1世帯あたり

支給対象者と申請方法

1 基準日（令和6年12月13日）において世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯

※未申告の方がいる世帯は対象外となりますので、住民税申告または確定申告を済ませて申請してください。

※今回は、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

(ア) 令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯として、以前、給付金を受給したなど一定の要件を満たす方。

「支給のお知らせ」を送付し4月に支給済みです。

(イ) (ア)以外の方

確認書を6月に再送しています。書類の中身を確認して、必要事項を記入の上返信してください。

2 令和6年12月13日以降に世帯内で異動があった世帯・住民税の修正申告を行った世帯で**1**の世帯と同様の状況にあると認められる世帯

申請書は、町ホームページからダウンロードしていただくほか、福祉課窓口でも配布しています。申請書に世帯や収入が確認できる書類などを添付の上、福祉課まで申請ください。

※虚偽の申請をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

1(イ)、2→提出期限は

令和7年7月31日(木)まで※当日消印有効

DV等で避難中の世帯の方も、受給できる場合があります

住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも一定の要件(DV保護命令と収入要件等)を満たせば、受給することができます。受給するためには現在お住いの市町村での手続きが必要です。手続きの詳細については、福祉課窓口までご相談ください。

※「DV避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為・児童虐待やこれに準ずる行為などの被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

お問い合わせ 福祉課 ☎ 894-4888（給付金担当）

沖縄県介護保険広域連合からのお知らせ

令和7年度介護保険料の決定について

令和7年度の介護保険料が決定しました。**納付書払いまたは口座引落（普通徴収）の方は7月中旬に納入通知書をお送りします。年金からの天引き（特別徴収）の方は8月末に決定通知書をお送りします。**

介護保険料は原則的には年金からの天引き（特別徴収）ですが、年度途中で65歳に到達した方や広域連合構成市町村外から転入した方など、新たに第1号被保険者となった場合は、特別徴収に切り替わるまでの間、納付書払いまたは口座引落（普通徴収）となります。また、前年度途中で特別徴収が停止となった方も、再び特別徴収へ切り替わるまでの間は普通徴収となります。

介護保険料の納付について

介護保険料は県内金融機関、コンビニエンスストアのほかスマホ決済サービスによる納付が可能です。コンビニエンスストアやスマホ決済サービスによる納付は時間や曜日を気にせずにご利用可能です。ぜひご活用ください。

【備考】

- 利用可能な納付先は納入通知書に記載されています。
- スマホ決済による納付は領収書が発行されません。また納付手続きから収納結果の反映までお時間を要することがあります。



お問い合わせ 沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎ 911-7503